

第5回 熊本市教育行政審議会 次第

令和8年（2026年）7月13日（月）9：30～12：30

熊本市教育センター4階 大研修室

- 1 開 会
- 2 前回の審議のまとめ
- 3 論点等に関する意見交換
○児童生徒への対応に関すること
- 4 基本方針の方向性の検討
○熊本市いじめ防止等基本方針【骨子案】
- 5 諸 連 絡
- 6 閉 会

第5回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和8年(2026年)7月13日(月)9:30~

場所:熊本市教育センター 4階 大研修室

南部委員・神内委員 (※オンライン)

熊本学園大学社会福祉学部教授
社会福祉学部長
出川 聖尚子 会長

会 長

熊本大学名誉教授
吉田 道雄 委員

日本大学文理学部教授
末富 芳 委員

弁護士
村田 晃一 委員

熊本市教育委員
村田 槇 委員

教育ジャーナリスト
星槎大学客員教授
中西 茂 委員

臨床心理士
スクールカウンセラー
江崎 百美子 委員

熊本市立北部中学校長
打出 敬 委員

保護者
西村 則子 委員

熊本市立高橋小学校長
西 崇伯 委員

報道関係者(報道カメラエリア)・傍聴席

(事務局)

熊本市教育行政審議会委員

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・社会福祉学部長
2	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
3	学識経験者	末富 芳	日本大学文理学部教授
4	学識経験者	神内 聡	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 弁護士
5	学識経験者	吉田 道雄	熊本大学名誉教授 熊本市いじめ防止等対策委員
6	地方教育行政関係者	村田 楨	熊本市教育委員
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士
8	医療福祉関係者	江崎 百美子	臨床心理士 スクールカウンセラー
9	報道関係者	中西 茂	教育ジャーナリスト 星槎大学客員教授
10	保護者	西村 則子	保護者
11	教職員	打出 敬	熊本市立北部中学校長
12	教職員	西 崇伯	熊本市立高橋小学校長

【委員の任期】令和7年(2025年)7月1日～令和9年(2027年)3月31日
11・12に関しては令和7年(2025年)8月1日～令和9年(2027年)3月31日

第5回 熊本市教育行政審議会資料

令和8年（2026年）7月13日（月）
熊本市教育委員会事務局

1

- 1 論点等に関する意見交換
○児童生徒への対応に関すること
- 2 基本方針の方向性の検討
- 3 今後のスケジュール

【協議資料】

- 1 熊本市いじめ防止等基本方針【骨子案】

【参考資料】

- 1 第4回までの審議のまとめ
- 2 吉田委員からの追加意見
- 3 南部委員からの追加意見
- 4 神内委員からの追加意見

2

1 論点等に関する意見交換

(1) 児童生徒への対応に関すること

- ①これまでの基本方針には加害児童生徒への対応の流れが詳しく書かれていなかったもので、新たに追記したいと考えている。スライド4のような対応の流れを考えているがいかがか。

3

1 論点等に関する意見交換

【加害児童生徒への対応の流れ】

- 1 校長や教育委員会は被害児童生徒を守るため、必要と判断した場合に加害児童生徒を教室から離す（別室登校、出席停止など）。
- 2 学校は加害児童生徒の内省のために時間と場所を確保し、指導方針等を加害保護者に説明する。
- 3 指導にあたる教職員（管理職、生徒指導主事・主任、学年主任、担任等）は加害児童生徒の考えや気持ちを引き出すために対話する。
- 4 加害児童生徒は自分の考えや気持ちを整理するためにスクールサポーターやスクールカウンセラー等の面接を受ける。
- 5 加害児童生徒がいじめ行為以外の方法での周囲との接し方について学び、内省したことを文章や言葉で表現する。

※別室登校等の加害児童生徒は上記2～4までの対応が完了し、かつ、加害児童生徒と被害児童生徒の関係が修復された場合、教室復帰できる。

4

2 基本方針の方向性の検討

審議いただきたい点：全体の構成は以下の内容でよいか。

熊本市いじめ防止等基本方針【骨子案】

はじめに

第1 いじめ防止等のための基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ対応の方針
 - (1) 学年組織が対応するレベル（イエローレベル）
 - (2) 学校組織が対応するレベル（オレンジレベル）
 - (3) 学校外組織と連携し対応するレベル（レッドレベル）

審議いただきたい点：各レベルの表現等を含めて区分は適当か。

5

2 基本方針の方向性の検討

第2 いじめに対する平時の備え

- 1 熊本市教育委員会
 - (1) 研修体制の充実・整備
 - (2) 熊本市いじめ防止等対策委員会の設置と運用
 - (3) 局内や市長部局、警察等関係機関との連携
- 2 学校
 - (1) 支持的風土の醸成のための校内研修の実施
 - (2) 学校いじめ防止等対策委員会の設置と運用
 - (3) 警察等関係機関との連携強化
- 3 家庭・地域
 - (1) 規範意識を向上させるための家庭教育の充実
 - (2) こどもが相談しやすい家庭環境の構築
 - (3) 地域の児童生徒の見守り

6

2 基本方針の方向性の検討

第3 いじめの対応について

- 1 発見、事実確認、対応レベル判断
- 2 いじめの解決に向けて
 - (1) 学年組織が対応するレベル
 - (2) 学校組織が対応するレベル
 - (3) 学校外組織と連携し対応するレベル

審議いただきたい点：いじめの対応レベルは、学校が判断することになるが、判断の根拠となる基準をどのようにすべきか。

- 3 再発防止への取組
 - (1) 学級・学年で取り組む再発防止策
 - (2) 学校組織で取り組む再発防止策
 - (3) 学校外組織と連携して取り組む再発防止策
- 4 報道機関への対応

2 基本方針の方向性の検討

第4 いじめ重大事態への対応

- 1 教育委員会又は学校による調査
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 重大事態発生報告
 - (3) 重大事態に対する調査及び組織
 - (4) 調査結果の報告
 - (5) 報道機関への対応
- 2 市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

4 今年度のスケジュール

熊本市教育行政審議会（令和8年度）			
令和8年	6月1日	第4回	前回のまとめ、論点に関する意見交換
	7月13日	第5回	答申案検討
	10月予定	第6回	答申案検討
	11月予定	第7回	答申案検討
令和9年	1月予定	手交式	答申手交式
	3月		教育委員会会議で議決

熊本市いじめ防止等基本方針【骨子案】

はじめに（なぜ改定に至ったのか）

- ・ いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、家庭・地域・関係機関間の連携に加え、学校や教育委員会の組織体制、重大事態への対処等において課題が生じている。
- ・ 対人関係の摩擦はこどもの成長のきっかけになるが、いじめ防止推進法に基づいていじめ認定されたらその成長が奪われる。
- ・ 学校は被害者の保護と加害者への教育を両立させたいが、両保護者がそのことに納得を示さないので教員がその対応に追われ、教育活動を継続することが難しい。

第1 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 基本理念

- ・ こどもは対人関係の摩擦を通して社会性を身に付け成長していく。
- ・ 一方で安全を守る視点から絶対に許されないいじめがある。
- ・ 学校はいじめからこどもの安全を守りつつ、成長を促し、最善の利益につなげていく。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法の定義を基本としながらも、いじめの性質や態様等に応じてより類型化し適切に対応していくことを明確に記載

3 いじめ対応の方針

（1）学年組織で対応するレベル（イエローレベル）

- ▶担任や学年職員などで対応
- ▶児童生徒が対等な関係の中で発生している

（2）学校組織で対応するレベル（オレンジレベル）

- ▶SC・SSW・スクールサポーターなどの専門職を含め対応
- ▶児童生徒の関係に優劣がある中で発生している

（3）学校外組織と連携し対応するレベル（レッドレベル）

- ▶いじめ重大事態と認定し、警察・児相との連携
- ▶事案が触法行為や著しい人権侵害となっている

第2 いじめに対する平時の備え

1 熊本市教育委員会

- （1）研修体制の充実・整備
- （2）熊本市いじめ防止等対策委員会の設置と運用
- （3）局内や市長部局、警察等関係機関との連携

2 学校

- (1) 支持的風土の醸成のための校内研修の実施
- (2) 学校いじめ防止等対策委員会の設置と運用
- (3) 警察等関係機関との連携強化

3 家庭・地域

- (1) 規範意識を向上させるための家庭教育の充実
- (2) こどもが相談しやすい家庭環境の構築
- (3) 地域の児童生徒の見守り

第3 いじめの対応について

1 発見、事実確認、対応レベル判断

(1) 発見

- 教職員による発見
- 本人からの訴え
- 児童生徒からの報告
- 保護者、地域からの情報
- 関係機関からの連絡

(2) 事実確認

- 聴き取りを行う人数
- 事実確認までの日数
- 事実確認の時間確保の方法
- 確認した事実を本人や保護者に連絡

(3) 対応レベルの判断

- 学校が判断する
- どの時点で判断するか
- 本人や保護者への説明と合意形成

2 いじめの解決に向けて

- (1) 学年組織が対応するレベル
- (2) 学校組織が対応するレベル
- (3) 学校外組織と連携し対応するレベル

3 学校が取り組む再発防止

- (1) 学級・学年で取り組む再発防止策
- (2) 学校組織で取り組む再発防止策
- (3) 学校外組織と連携して取り組む再発防止策

4 報道機関への対応

第4 いじめ重大事態への対応

1 教育委員会又は学校による調査

- (1) 重大事態が想定される事例
- (2) 重大事態発生報告
- (3) 重大事態に対する調査及び組織
- (4) 調査結果の報告
- (5) 報道機関への対応

2 市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

第4回までの審議のまとめ

1 児童生徒への対応に関すること

(1) いじめの対応レベルについて、次のようなモデルを考えているがいかがか。

- 強制的に介入するレベル（レッドレベル）
- 関係修復が必要なレベル（イエローレベル）
- 教育的配慮で見守るレベル（グリーンレベル）

前回の審議での意見の要約

【レベル分けへの意見】

- ・わかりやすいので対応の優先順位や手立てを整理でき、現場での判断がしやすくなる。
- ・学校の行動指針の目安とすることで教職員間でいじめ事象に対する共通認識が生まれ、アドリブ的な対応を減らすことができる。
- ・保護者への説明時に、共通の枠組み（共通言語）として共有することで、事象について一緒に考えることができる。
- ・「すべて同じ重さで対応する」状態を避けることで教員の負担軽減にもつながるし、現実的な運用が可能になる。
- ・警察など外部機関との連携に関する文言を入れることで、判断基準として使える。

【レベル分けへの課題】

- ・グリーン、イエロー、レッドのレベル分けを誰がするのか。
→判断そのものが新たな争点になる恐れがある。
- ・学校の判断だと保護者に「軽く扱われている」という印象を与え衝突する可能性がある。
- ・時間経過や状況の変化でグリーンからイエロー、イエローからレッドなどレベルが変わる可能性がある。
- ・「教室に入れたか」で判断すると不登校の場合すべてがレッドレベルに入ってしまう。いじめと不登校の関係を判断するのも難しい。
- ・事実関係が不明ないじめや成功したいじめには適用できない。
- ・チェックリストを作成し学校の捉え方と保護者の捉え方の違いをなくす必要がある。

追加でいただいた意見の要約

- ・判断ミスによる事態の深刻化の可能性を考えると、学校は「過度に重い判定」に傾くのではないか。
- ・判断をする際は担任等の教員による主観的なものになることが考えられるので、レベル分けを行う場合には、客観性を高める工夫の必要があるの

ではないか。例えば、いじめの重大性（介入レベル）を数値化できるような「客観的指標」に基づく「チェックリスト」などが考えられる。

（２）被害・加害児童生徒への学校からの働きかけの具体的な流れについて次のように考えているがいかがか。

- １ 校長や教育委員会は被害児童生徒を守るため、必要と判断した場合に加害児童生徒を教室から離す（別室登校、出席停止など）。
- ２ 学校は加害児童生徒の内省のために時間と場所を確保し、指導方針等を加害保護者に説明する。
- ３ 指導にあたる教職員（管理職、生徒指導主事・主任、学年主任、担任等）は加害児童生徒の考えや気持ちを引き出すために対話する。
- ４ 加害児童生徒は自分の考えや気持ちを整理するためにスクールサポーターやスクールカウンセラー等の面接を受ける。
- ５ 加害児童生徒がいじめ行為以外の方法での周囲との接し方について学び、内省したことを文章や言葉で表現する。

※別室登校等の加害児童生徒は上記２～４までの対応が完了し、かつ、加害児童生徒と被害児童生徒の関係が修復された場合、教室復帰できる。

追加でいただいた意見の要約

- ・主語について整理する必要がある。
- （４，５には「学校」という文言が必要ではないか）
- ・保護者説明についても言及する必要があるのではないか。

２ 保護者への対応に関すること

（１）こども同士は話し合いで解決に向かっているが、保護者が納得せず複雑化した場合や保護者の学校への要求が過度になった場合などの対応を、学校はどこまですべきか、以下の点についてご意見を伺いたい。

- スクールロイヤーはどのようにかかわるべきか。
- 教育委員会以外の機関にどうつなぐべきか。
- つなげる（仲裁）関係機関にはどのようなものがあるか。

前回の審議での意見の要約

【スクールロイヤーについて】

- ・スクールロイヤーには学校側を守る役割があるので、学校の判断を支えるために専門的意見を助言する。
- ・もともとは中立な立場だったが、学校を守る役割（代理に近い役割）ヘシフトしつつある。ただし、その場合保護者側（こども側）にも代理人がつ

くような体制が望ましい。

【関係機関へのつなぎ方について】

- ・学校が見守る段階、と判断した場合でも保護者には外部の相談機関を紹介し、一緒に見守る姿勢をとる。
- ・学校と保護者の認識が対立したときなどは、早い段階で第三者に入ってもらおうと、学校としては安心感がある。第一報が学校コンシェルジュに行くだけでも学校としては負担軽減になる。

【どのような関係機関があるか】

- ・熊本市には「こどもの権利サポートセンター」があり、こどもの意見を代弁してもらうことができる。
- ・学校コンシェルジュに窓口が一元化されているので、クッションとしての機能があるのではないかな。

(2) 保護者以外（友人や知人）が介入する場合の対応に対して次のとおり意見をいただいているが、この内容で基本方針に記載してよろしいか。

- ・対応マニュアルを作成すべきである。
(案) 知人の同席は不可
専門職の資格保有者（弁護士や福祉士など）は立ち会ってよい
親族の人数を制限する：(例) 親権者に準ずるもの1名まで
※学校内の安全確保の視点から、授業時間内の立ち入りは保護者に
限るなど制限する必要もある。

前回の審議での意見の要約

【対応のルールについて】

- ・不安を感じている保護者の方たちとの相談のルールというのをどう作っていくかはいろんなパターンがあり検討が必要。ただし、大人数で学校に立ち入られるのは学校内の安全確保のためにも絶対やめた方がよい。

3 その他

(1) 無視されている本人がいじめと認識していない場合でも、教職員から見ると無視をされていると感じた場合、いじめとして対応していいのか。

前回の審議での意見の要約

【対応の基準】

- ・いじめ防止対策基本法の定義では被害者が心身の苦痛を感じていないといけませんが、これはこどもの権利を侵害している状態なので、いじめとして対応すべきだし、基本方針に明記をしてもよい。
- ・法の規定には入ってなくても、熊本市は独自でそれもいじめとして扱

うと基本方針に定義してもよい。

- ・教師は教育をつかさどる義務があるので、道徳だったり、人権教育だったり、いろんな教育の場面で対応すべきである。
- ・対応すべきだとは思う。本人が気づいていなくても重大事態でいじめだと認定するケースも出てきているが、これをいじめとして認定して対応すると拡大解釈がまかり通ってしまう可能性があるので、慎重に扱っていく問題である。

- (2) 第三者委員会に至る前に問題を解決できる機能をもった組織の有用性について意見があっており、その組織にこどもの権利サポートセンターになり得るといった意見があっているが、こどもの権利サポートセンターの機能について具体的にどういったことをイメージされているのか伺いたい。

前回の審議での意見の要約

【こどもの権利サポートセンターの機能について】

- ・こどもの最善の利益を重視した、相談機能や支援機能を持った機関。
- ・第三者性が高く、学校や保護者、こどもなど誰でも相談しやすい環境である。

- (3) こどもの意見を基本方針の内容に反映させたいと考えているが、以下の点についてご意見を伺いたい。

- どのように聞き取りをした方がよいか。
- 聞き取り内容をどのように反映した方がよいか。
- どのような児童生徒から聞き取りをした方が良いか。
- 他自治体の好事例を紹介していただきたい。

追加でいただいた意見の要約

【聞き取りの方法について】

- ・いわゆる聞き取りよりも、グループワークといったこどもたちの参画意識を高める方法が良い。
- ・こどもだけでなく保護者の意見も基本方針に反映するとよいのではないか。

- (4) 基本方針の概要版（こども・保護者用）や動画を作成したいと考えているが、どのような概要版（動画）にした方がよろしいか。

追加でいただいた意見の要約

【動画の作成について】

- ・こどもや保護者も参画した動画の方が良い。
- ・当事者目線の動画もおすすめである。

2026/06/01

第4回委員会の補足意見

スライド19 (3) その他

①子どもの意見の反映について

基本方針に反映する内容そのものの検討は措くとして、

改まった「一対一」あるいは「一対多」による「聴き取り」ではなく、「グループワーク」といった、子どもたちが「参画意識（参加ではありません）」を体感する働きかけを推奨します。それによって、子ども自身に対する教育効果と情報収集の両者が実現できると思います。審議会で取り上げられている「監視カメラ設置」についても、児童生徒の「参画」による話し合いによって同様の成果を期待したいところです。

高学年であれば、グループワークの運営から、意見の集約まで児童生徒に委ねることもできるでしょう。これに関連して、スライド24で「こども議会」における協議について記載されています。それは「アンケートの補完」とされていますが、わたしとしては、こうした方式を「主」として位置づけることを推奨します。

また、保護者の意見についても、基本方針に反映することを考えてもいいでしょう。

②動画

こちらも内容は措くとして、

子どもや保護者の「参画」を検討されてはいかがでしょうか。

なお、わたしは県内の高校の放送部が「自転車通学時のヘルメット着用キャンペーンビデオ」を創る際に手伝ったことがあります。わたしは「行動を変える理論」についてのインタビューにで答えたのですが、全体としてユーモアと説得力にあふれる作品に出来上がっていました。これは単なる個別事例で、いじめの場合ユーモアは不要としても、その内容の検討も含めて、こうした「当事者目線」からの動画作成にチャレンジすることもお勧めします。

スライド22 記載したい内容（案）について

- a. 保護者への説明については触れないでよろしいですか。
- c. わたしの個人的「語感」に過ぎないのですが、「対話する」は今ひとつ「引き出す」といった点が弱そうに思います。たとえば「働きかける」といった学校側の能動性が感じられる「言い回し」はないかと思います。
- d. 学校が出ていませんが、主語は加害児童生徒でよろしいですか。たとえば、学校を主語にして、「面接を受ける機会を設定する」なども考えられそうです。また、本人および保護者の同意を得てといった文言は必要ではありませんか。
- e. 児童生徒が～「表現する」。ここでも学校が入っていません。たとえば「表現できるよう指導する（働きかける）」などはいかがでしょう。

熊本市教育行政審議会 第4回会議に対する補足意見

日本体育大学 南部 さおり

スライド 20「いじめの対応レベル別モデル」について

審議会の中でも同様の意見が多く出されていたように、「レッド」「イエロー」「グリーン（仮）；通常は『グレー』？」の線引きが大変難しいと思います。

今回の「レベル別モデル」を提示した理由につき、事務局は「玉石混交する多くの（いじめの）訴えに対し、すべてを『すぐに対応が必要ないじめ』として扱うのではなく、多くについては『見守る』という対応を行うということを、正当化するため」という趣旨で説明されていたかと思います。（間違っていたらご指摘ください）

しかしながら、この「レベル分け」については、多くの委員が指摘される通り、「関係性の優劣の判断の困難」や、「教室に入ることができるか否かで分けることが妥当であるのか」「見た目上の重大性と子どもの『困り感』との間の乖離」など、様々な問題が残ります。

加えて、この「レベル分け」を行うのは誰（どの機関）なのか、ということについても議論の余地があります。恐らくは、担任と学年主任、生徒指導担当教員、管理職などがケース会議を行って決定することが想定されているものと思われますが、重大性を見誤ってしまったことで事案が深刻化してしまうことを想定すると、「最悪を想定した重めの判定」とならざるを得ないのではないかと想像します。

加えて、現在示されている「レベル別モデル」における構成要件該当性（児童生徒間の関係性や学校生活の状況など）の判断は、担任等の教員により、かなり主観的なものとならざるを得ないものと思われ、その妥当性について後のトラブルとなりかねないことを危惧します。

このように考えると、それでもいじめの「レベル分け」を行うとするのであれば、例えば一つの方法論として、熊本市独自で、いじめの重大性（介入レベル）を数値化できるような「客観的指標」に基づく「チェックリスト」を開発して学校現場で利用可能にするなども、検討すべきかもしれません。

☆いじめ対応の限界について☆

会議の冒頭で教育長が「いじめ対応の限界」について述べられ、「被害の訴えに対しては、必ず対応しなければならない」などの「優等生的な意見」ではなく、よりドラスティックな意見を求める旨を述べられていたかと思います（ニュアンスは多少異なるかもしれませんが）。

このようなご指摘については、感情的には深く首肯する部分が多いものの、果たして現時点において、現実的に、教育委員会が（実質的な）「いじめ認定の厳格化」（ないしは、「対応事例の選別（？）」）に舵を切ることにつき、世間の賛同（納得）を得ることができるか、という問題が大きく立ちはだかるであろうことが想像できます。

世間的には、「いじめは許されない」「いじめ加害者には毅然とした対応をする」ということが強く求められている一方で、現実的には、被害者の苦境と加害者対応とが釣り合っていないという不満がくすぶっています。そのためネット上ではしばしば、加害者の個人情報暴露を含めた私的制裁・集団的糾弾、学校関係者に対する誹謗中傷が繰り広げられているところであって、同問題提起には、第三者の義憤をかき立て得る要素が多分に含まれているものと思われます。

その上で、まず大前提として、（熊本市においていじめの訴えが多いとされる）小学校低学年の段階から、「教室が社会の縮図である以上、各自にとって好ましいコミュニケーションのみが成立するとは限らないこと」、「人（の気持ち）と自分との違いを知ることの重要性」を児童に理解させることは、とても重要なことであるといえます¹。そのような価値観を共有できない児童においては、学校（「集団」）への適応に失敗してしまう可能性が高くなるであろうことが予想されるからです。

現在のいじめ認定においては「本人が苦痛を感じた」ことが重視されますが、そこで起きている問題状況を紐解くと、「一方からの悪意ある攻撃」というよりは、「相互トラブル」「認知のずれ」「発達特性」「自己表現の未熟」「対人コミュニケーションの失敗」などと言いきれない事態も多く含まれています。まして、自己中心性が高く、対人スキ

¹ それを目指したのが、文科省×大阪府吹田市の動画教材「ともだち・かかわりづくりプログラム」でしょう。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406070_00001.htm なお、同教材では「どんな理由があっても人をきずつけてはいけない／相手がきずついたら『いじめ』」と示されていますが、生徒間での「多様性（違い）の尊重」という命題と、『傷ついた』と主張する人の心が最優先される」という考え方との整合性を生徒たちにどう理解させるかは、そこでは明らかではありません。

ルが未熟な小学校低学年であればなおのこと、相手の立場や視点に立った考え方が困難であるため、対人トラブル＝「苦痛」＝被害と認識されやすいのではないのでしょうか²。したがって、児童生徒が幼く未熟な場合であればあるほど、学校（教師の）側が、その主観的評価のみを根拠として「いじめ認定」をし、セオリー通りの「いじめ対応」をしなければならないものとするのは、現実的ではありません。

ここで「対応レベル」を判定することになるのであれば、上記（スライド 20）で述べたことと重なります。また一般論としては、対人トラブルの性質上、「教育的調整」や「心理支援」によって改善することが望ましく、かつ、可能である場合には、「関係性の修復」や「相互理解」を目指すアプローチを行うべきであると思われます。このようなアプローチを行うことによって、児童生徒に「多様性の理解」を促すと同時に、人間関係における「摩擦耐性」（レジリエンシー）を育むことを期待したいと思います。

特に、小学校低学年の段階で「悪意はなくとも感じ方によって人を傷つけることがある」ということを、すべての子どもたちが学び、「人の個性（感じ方）の多様性」を理解し、「よい関係性作りに生かす」という実践を経験³することにより、自らが直面する対人トラブルに対し、より正確に「いじめ」か「いじめ」ではないかを判断できるようになることが期待できるのではないかと思います。また同時に、加害を指摘された側の児童生徒においても、上記の学びが身につけていたのであれば、「相手の感じ方」を共感的に理解することができ、関係修復に向けた行動を受け入れやすくなることが期待できます。

つまり、初等教育の段階での DEI 教育や対人摩擦における対応力（レジリエンシー教育）をいかに充実させ、児童生徒に内面化させるかということが、その後の「いじめ認知数」に大きく関わってくるのではないかと思います。このことは、冒頭の命題に引き寄せると、「（相手に対する）いじめというスティグマタイズよりも、相互理解を志向するアサーションを選択する」よう、児童生徒をエンパワーすることに繋がる（べき）ものであると考えます。

² 「本格的に他者の立場で考えられるようになるのは 7～10 歳以降」（Schneider, N. et al. 2022）とされていることから、小学校低学年における「いじめ被害経験率」の高さは説明可能である。

³ ここでの学びは実際のトラブル経験でも、ロールプレイやアクティブラーニングなどからでもよい。前掲・「ともだち・かかわりづくりプログラム」は、まさにそのことを学ぶことを目的としているものと思われる。

☆審議会への提案☆

「事務局から審議していただきたい論点」の立論を、今回教育長が述べられた問題意識に添った記述方法に工夫していただいた方が、議論が盛り上がると思いますし、よりダイレクトに委員の方々の本音が聴けるのではないかと思います。

例えば、今回論点として提示された「無視されている本人がいじめと認識していない場合でも、教職員から見ると無視をされていると感じた場合、いじめとして対応しているのか」という設問ですが、このような聴き方をされたのであれば、「いじめとして対応しているし、対応すべきである」という答えしか導けないであろうことは自明であります。

そのため、上記の問題意識から考えると、例えば『無視をする』『グループワークでの仲間外し』などのいじめ行為に該当する情報提供があったため、被害本人に確認したところ、『ケンカをただけだから、問題ない。仲直りできるように頑張る』旨を述べた。この場合、本人の言葉を信じ、見守るだけの対応でよいのか」「児童生徒自身の問題解決力を奪う介入は正しいと言えるか」などのような問い方の方が、議論のためには相応しいように思えます。

以上

○ 重大事態調査設置の基準について

・熊本市が重大事態調査ガイドラインに基づいて、独自の設置基準を設けることは法的に許容されると思われる。

・重大事態調査ガイドラインでは「確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。」「なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかつただけでは足りず、設置者または学校においていじめの事実が起りえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。」

（14-15 頁）とあり、この記載は自治体が独自の設置基準を策定することを禁止しているようには全く読めない。しかも、後半はあくまでも「例示」にすぎない。

・「法の要件に照らして」なので、法は「いじめにより」という条件であり、「いじめの事実が確認」できた・できないの話は全く出てこない（ガイドラインが明らかに法の要件を誤解している）。「いじめによる重大事態ではない」ことが明らかだと自治体が判断するにつき、客観的・合理的な事情があれば、重大事態ではないとして調査しなくてもよいはず。この点は近時の裁判例もその旨判示している。

・そうであれば、「いじめによる重大事態ではない」ことが客観的・合理的にも明らかであるかどうかを判断する基準を策定すればよいと思われる。（例示列举など）

※重大事態調査は通常のいじめ確認と比べて格段に負担が大きいので、少なくとも法の要件に合致しない重大事態調査の濫発を抑止することは必要。